犯罪被害にあわれた方へ

西尾市では、犯罪被害にあわれた方とそのご家族の相談に応じ、
下記の支援を行っています。お一人で悩まずにご相談ください。

・対象となる犯罪

日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪が対象です。
（例）殺人、強盗、傷害等の故意による犯罪
（過失による犯罪は対象外）

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

・支援の対象となる方

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、西尾市内に住所を有していた犯罪被害者とご家族の方
*事実上の婚姻関係、パートナーシップ、ファミリーシップにある方を含む

主な支援内容

遺族支援金　30万円

犯罪等により亡くなられた
犯罪被害者の第1順位遺族の方

重傷病支援金　10万円

犯罪等により重傷病（療養期間が1か月以上かつ通算3日以上の入院）を負った犯罪被害者の方

精神療養支援金　2万5千円

犯罪等により精神疾患（療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）を負った犯罪被害者の方

ホームヘルプサービス

犯罪等により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者及びその家族又は遺族の方に対して、家事、育児、介護の支援を60時間以内

＊そのほか、国や県の支援制度もあります。

西尾市犯罪被害者等総合的対応窓口（危機管理課内）
（0563）65-2196